

資 料 提 供
令和2年3月26日

担当課室	
健康推進課	並川、高浦
電話（直通）	073-441-2657
危機管理・消防課	東山、撫養（むや）
電話（直通）	073-441-2273

和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

本日、3月26日に、政府において、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条の規定に基づく、「新型コロナウイルス感染症対策本部」が設置されました。

これに伴い、同法第22条第1項の規定に基づき、「和歌山県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置したのでお知らせします。

※ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第22条第1項

第15条第1項の規定により政府対策本部が設置されたときは、都道府県知事は、都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。